

## これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立
		金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任）
		法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任
		顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査（路上生活者も調査対象に含む）を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート
		被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始

平成23年 3月11日	東日本大震災発生。仙台コールセンターの受電を打ち切り。東京のコールセンターのみで受電業務を行う。
4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
4月10日	梶谷剛理事長就任
7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
11月1日	「震災 法テラスダイヤル」（東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル）開始
12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年 2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年 1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣 多言語情報提供サービスを開始
10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年 2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
4月10日	宮崎誠理事長就任
6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年 3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年 2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破

# 平成28年度の主な出来事



平成28年4月10日

**法テラス設立10周年**

4月14日

**熊本地震発生**

5月14日

**「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に**

⇒熊本地震への対応の詳細はP20.『TOPIC 平成28（2016）年熊本地震への対応』へ

5月27日

**改正総合法律支援法成立**

総合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、同年6月3日に公布。

以下の4つの内容が追加された。

- 1 認知機能が十分でない方に対する援助の拡充
- 2 大規模災害の被災者に対する法律相談援助の創設
- 3 DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助の創設
- 4 常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務の明確化

7月1日

**熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始**

熊本地震の発生を受け、改正総合法律支援法の「大規模災害の被災者に対する法律相談援助」に関する部分を先行して施行。

9月30日

**法テラス設立10周年記念**

**「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」実施**

10周年を記念し、高齢者・障がいがある方を対象とした無料電話相談会を実施。

法テラスの常勤弁護士が高齢者・障がいがある方やそのご家族、福祉機関職員等の支援者からの問合せ142件に対応した。

<b>高齢者・障がい者のための 全国一斉110番</b>	
<small>いつでもどこでもお電話でも、法律相談を受けることができる社会の実現を目指して誕生した法テラス。 今年10周年を迎えるのを記念し、高齢者や障がいがある方のためのお電話、お持ちこたの無料相談会、弁護士による無料電話相談会を実施します。 この機会に、ぜひご利用ください。</small>	
日時	平成28年9月30日（金）10時～16時
電話	0503383-5347
相談内容	成年後見・遺言・贈与・信託・遺産分割・労働・消費者被害など
対象	高齢者・障がいがある方、そのご家族や、地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、生活保護のケースワーカー、民事委員など様々な形で高齢者・障がい者支援に関わり、お電話での相談も可能です。

10月20日

**法テラス設立10周年記念シンポジウム（札幌）**

**「法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」開催**

11月26日

**法テラス設立10周年記念シンポジウム（大阪）**

**「第10回法テラス寄席」開催**

⇒シンポジウムに関する詳細はP41.『1-8 法教育』へ

平成29年1月

**民事法律扶助 援助件数100万件突破**

民事法律扶助の援助件数（代理援助・書類作成援助）が、業務を開始した平成18年10月2日から累計で100万件を突破した。